

# ○沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(昭和62年4月1日)  
(条例第14号)

[沿革] 平成6年3月31日条例第4号、7年10月16日第28号、11年3月31日第7号改正

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

## 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

**第2条** 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

**第3条** 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ず

る者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域(以下「営業区域」という。)の名称

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する営業区域の名称

2 前項の申請書には、申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

**第4条** 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

**第5条** 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2を経過しない者

(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者である法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から2年を経過しないもの

(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者

でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

(6) 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの

(7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件の一を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

**第6条** 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

**第7条** 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することになつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

**第8条** 知事は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者の営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

**第9条** 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、前 2 項の規定のいずれかに抵触する場合は、2 週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施等)

**第 10 条** 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実施に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実施に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかにその旨を当該浄化槽の管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に、法第 7 条及び法第 11 条に規定する水質に関する検査を受ける義務を周知させるよう努めなければならない。

- 4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

(標識の掲示)

**第 11 条** 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第 12 条** 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

**第 13 条** 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第 6 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第 12 条第 1 項の勧告に従わず、情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者及び営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

**第 14 条** 前条第 1 項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

全部改正〔平成 7 年条例 28 号〕

(報告徴収、立入検査等)

**第 15 条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所その他業務に係る場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

**第 16 条** 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際納付しなければならない。

(1) 第 2 条第 1 項の規定に基づく浄化槽保守点検業の登録を受けようとする者 浄化槽保守点検業者登録申請手数料 1 件につき 33,600 円

(2) 第 2 条第 3 項の規定に基づく浄化槽保守点検業の更新の登録を受けようとする者 浄化槽保守点検業者登録更新申請手数料 1 件につき 33,600 円

(3) 第 4 条第 3 項の規定に基づく浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請手数料 1 通につき 300 円

一部改正〔平成 6 年条例 4 号・11 年 7 号〕

(規則への委任)

**第 17 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

**第 18 条** 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 13 条第 1 項の規定による命令に違反した者

**第 19 条** 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 9 条第 3 項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (3) 第 12 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- (4) 第 15 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 15 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
(両罰規定)

**第 20 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から 3 月間は、第 2 条第 1 項の登録を受けなくても浄化槽保守点検業を営むことができる。

#### **附 則** (平成 6 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則** (平成 7 年 10 月 16 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成 8 年 1 月規則第 5 号で、同 8 年 2 月 1 日から施行)

#### **附 則** (平成 11 年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

# ○沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(昭和62年4月1日)  
(規則第21号)

[沿革] 平成7年3月31日規則第34号、10年3月31日第32号、12年3月17日第22号、13年3月30日第67号改正、23年3月31日第22号改正

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

## 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録申請)

**第2条** 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前30日までに申請書を知事に提出しなければならない。

(登録の申請様式)

**第3条** 条例第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

**第4条** 条例第3条第2項の誓約書は、第2号様式によるものとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号及び第6号に規定する書類については、相当の理由があるときは、省略することができる。

- (1) 申請者の住民票の抄本（法人にあっては、登記事項証明書）又はこれに代わる書類
- (2) 申請者（法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書類（第3号様式）
- (3) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の住民票の抄本及び浄化槽管理士免状の写し
- (4) 営業区域ごとに連絡をとっている又はとる予定の浄化槽清掃業者の氏名（法人にあっては、その名称）及び営業所の所在地を記載した書類（第4号様式）

- (5) 第 10 条各号に掲げる器具の明細を記載した書類（第 5 号様式）
- (6) 営業区域ごとに保守点検を受託している浄化槽の基数を記載した書類（第 6 号様式）
- (7) 営業所の位置図

一部改正〔平成 23 年規則 22 号〕

（登録簿の様式）

**第 5 条** 条例第 4 条第 1 項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、第 7 号様式によるものとする。

（登録簿の謄本の交付等の申請）

**第 6 条** 条例第 4 条第 3 項の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、第 8 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（登録簿の閲覧）

**第 7 条** 知事は、登録簿を閲覧に供するため、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を沖縄県環境生活部環境整備課内に置く。

- 2 登録簿の閲覧日は、沖縄県の休日を定める条例（平成 3 年沖縄県条例第 15 号）第 1 条第 1 項に掲げる日以外の日とする。
- 3 登録簿の閲覧時間は、午前 9 時 30 分から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分までとする。
- 4 知事は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、登録簿の閲覧に供する時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。
- 5 閲覧者は、登録簿を、閲覧所外へ持ち出してはならない。
- 6 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
  - (1) 前条若しくは前項の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
  - (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
  - (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

一部改正〔平成 7 年規則 34 号・10 年 32 号・13 年 67 号・23 年 22 号〕

（変更の届出等）

**第 8 条** 条例第 6 条第 1 項の規定による変更の届出書は、第 9 号様式によるものとする



る。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第4号に規定する書類については、相当の理由があるときは、省略することができる。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項 住民票の抄本（法人にあって、当期事項証明書）又はこれに代わる書類
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）及び営業所の位置図（営業所の所在地を変更した場合及び新たに営業所を設けた場合に限る。）
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項 登記事項証明書及び条例第3条第2項の誓約書並びに略歴を記載した書類
- (4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項 第4条第2項第4号に規定する浄化槽清掃業者に関する書類（拡大された営業区域に限る。）
- (5) 条例第3条第1項第5号に掲げる事項（浄化槽管理士が担当する営業区域の名称の変更を除く。）浄化槽管理士の免状の写し及び住民票の抄本

一部改正〔平成23年規則22号〕

（廃業等の届出）

**第9条** 条例第7条の規定による廃業等の届出書は、第10号様式によるものとする。

（営業所に備えるべき器具）

**第10条** 条例第9条第2項の規則で定める器具は、次の各号に掲げる器具とする。

- (1) 透視度計
- (2) 水素イオン濃度指数測定器具
- (3) 溶存酸素濃度測定器具
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 汚泥沈殿率測定器具
- (8) スカム及び汚泥厚測定器具
- (9) スカム破碎用具
- (10) 水準器
- (11) テスター

(12) 注油器

(13) ガス検知器

一部改正〔平成 23 年規則 22 号〕

(浄化槽管理士証)

**第 11 条** 条例第 10 条第 4 項の規則で定める浄化槽管理士証は、財団法人日本環境整備教育センターが発行する浄化槽管理士であることを証する書面とする。

(標識の記載事項等)

**第 12 条** 条例第 11 条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置く専任の浄化槽管理士の氏名及び免状番号

2 条例第 11 条の標識は、第 11 号様式によるものとする。

一部改正〔平成 23 年規則 22 号〕

(帳簿の記載事項等)

**第 13 条** 条例第 12 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 委託を受けた浄化槽の設置場所
- (3) 委託を受けた浄化槽の処理方式及び処理能力
- (4) 委託を受けた年月日
- (5) 当該浄化槽の保守点検を行った年月日並びにその点検結果及び措置状況
- (6) 当該浄化槽の保守点検を行った浄化槽管理士の氏名
- (7) 条例第 10 条第 2 項の規定により清掃が必要である旨通知した場合には、その年月日及び浄化槽清掃業者の氏名

2 条例第 12 条の帳簿は、第 12 号様式によるものとする。

3 前項に規定する帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖し、閉鎖後 3 年間営業所ごとに保存しなければならない。

一部改正〔平成 23 年規則 22 号〕

(業務報告)

**第 14 条** 浄化槽保守点検業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1

年間における浄化槽保守点検業に関し、第 13 号様式による報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

**第 15 条** 条例第 15 条第 3 項の身分を示す証明書は、第 14 号様式によるものとする。

(書類の経由等)

**第 16 条** 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、正副 2 部とし、主たる営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、第 6 条に規定する請求書については、1 部とし、保健所長を経由することを要しない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 7 年 3 月 31 日規則第 34 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 10 年 3 月 31 日規則第 32 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 12 年 3 月 17 日規則第 22 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 13 年 3 月 30 日規則第 67 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 3 月 31 日規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則の施行前に改正前の沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定により交付された立入検査員証は、改正後の沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。